小6 社会 政治 選ぶ（20問）　版L

なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　日づけ：＿＿＿＿＿＿

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 天皇は日本国と日本国民統合の（　　）である
　ア 象徴　イ 住民投票　ウ 選挙

(2) 戦争の放棄を定めた憲法の条文は（　　）である
　ア 第9条　イ 3回　ウ 6人

(3) 憲法の改正には最後に（　　）で過半数の賛成が必要である
　ア 国民投票　イ 裁判員制度　ウ 地方自治

(4) （　　）は国権の最高機関で、国の唯一の立法機関である
　ア 災害対策本部　イ 国会　ウ 自衛隊

(5) （　　）には解散がない
　ア 簡易裁判所　イ 選挙管理委員会　ウ 参議院

(6) 公害や自然環境のことは（　　）が担当する
　ア 環境省　イ 参議院　ウ 災害対策本部

(7) （　　）は法律や予算にもとづいて国の政治を行う
　ア 選挙管理委員会　イ 内閣　ウ 委員会

(8) 国の予算案を作る仕事は（　　）が担当する
　ア 財務省　イ 国会議事堂　ウ 自衛隊

(9) 地方自治や選挙、消防のことは（　　）が担当する
　ア 最高裁判所　イ 国会　ウ 総務省

(10) 軽い事件は（　　）であつかう
　ア 国会議事堂　イ 市役所　ウ 簡易裁判所

(11) 多くの裁判は最初に（　　）で行われる
　ア 農林水産省　イ 地方裁判所　ウ 本会議

(12) 争いごとを法律にもとづいて解決するのが（　　）の仕事である
　ア 衆議院　イ 文部科学省　ウ 裁判所

(13) 家庭の争いや少年の事件は（　　）であつかう
　ア 家庭裁判所　イ 環境省　ウ 外務省

(14) （　　）は自分の良心に従い、憲法と法律だけにしばられる
　ア 裁判官　イ 候補者　ウ 知事

(15) 国の権力を三つに分けるしくみを（　　）という
　ア 二院制　イ 判決　ウ 三権分立

(16) 多くの国民の意見である（　　）が政治に影響をあたえる
　ア 世論　イ 普通選挙　ウ 国民投票

(17) 一定の年れい以上の全員が投票できる選挙を（　　）という
　ア 普通選挙　イ 予算　ウ 前文

(18) 選挙で投票できるのは（　　）からである
　ア 15人　イ 1946年　ウ 18さい

(19) 市の予算や条例は（　　）で決められる
　ア 市議会　イ 地方裁判所　ウ 裁判所

(20) 都道府県の政治の責任者は（　　）である
　ア 天皇　イ 候補者　ウ 知事

小6 社会 政治 選ぶ（20問）　版Lの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 天皇は日本国と日本国民統合の（　　）である　ア
　ア 象徴　イ 住民投票　ウ 選挙

(2) 戦争の放棄を定めた憲法の条文は（　　）である　ア
　ア 第9条　イ 3回　ウ 6人

(3) 憲法の改正には最後に（　　）で過半数の賛成が必要である　ア
　ア 国民投票　イ 裁判員制度　ウ 地方自治

(4) （　　）は国権の最高機関で、国の唯一の立法機関である　イ
　ア 災害対策本部　イ 国会　ウ 自衛隊

(5) （　　）には解散がない　ウ
　ア 簡易裁判所　イ 選挙管理委員会　ウ 参議院

(6) 公害や自然環境のことは（　　）が担当する　ア
　ア 環境省　イ 参議院　ウ 災害対策本部

(7) （　　）は法律や予算にもとづいて国の政治を行う　イ
　ア 選挙管理委員会　イ 内閣　ウ 委員会

(8) 国の予算案を作る仕事は（　　）が担当する　ア
　ア 財務省　イ 国会議事堂　ウ 自衛隊

(9) 地方自治や選挙、消防のことは（　　）が担当する　ウ
　ア 最高裁判所　イ 国会　ウ 総務省

(10) 軽い事件は（　　）であつかう　ウ
　ア 国会議事堂　イ 市役所　ウ 簡易裁判所

(11) 多くの裁判は最初に（　　）で行われる　イ
　ア 農林水産省　イ 地方裁判所　ウ 本会議

(12) 争いごとを法律にもとづいて解決するのが（　　）の仕事である　ウ
　ア 衆議院　イ 文部科学省　ウ 裁判所

(13) 家庭の争いや少年の事件は（　　）であつかう　ア
　ア 家庭裁判所　イ 環境省　ウ 外務省

(14) （　　）は自分の良心に従い、憲法と法律だけにしばられる　ア
　ア 裁判官　イ 候補者　ウ 知事

(15) 国の権力を三つに分けるしくみを（　　）という　ウ
　ア 二院制　イ 判決　ウ 三権分立

(16) 多くの国民の意見である（　　）が政治に影響をあたえる　ア
　ア 世論　イ 普通選挙　ウ 国民投票

(17) 一定の年れい以上の全員が投票できる選挙を（　　）という　ア
　ア 普通選挙　イ 予算　ウ 前文

(18) 選挙で投票できるのは（　　）からである　ウ
　ア 15人　イ 1946年　ウ 18さい

(19) 市の予算や条例は（　　）で決められる　ア
　ア 市議会　イ 地方裁判所　ウ 裁判所

(20) 都道府県の政治の責任者は（　　）である　ウ
　ア 天皇　イ 候補者　ウ 知事